

愛知県立一宮興道高等学校いじめ防止基本方針（概要）

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 本校の基本認識

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであるということを認識し、学校全体で組織的にその指導に当たる。

(2) いじめの定義

本校では「いじめ」とは、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法第2条）とする。

この定義が、いじめの防止等のために定められたものであることに留意し、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(3) いじめの解消

本校では、「いじめの解消」とは、いじめられた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月以上）継続していることとする。また、「いじめの解消」を判断する時点において、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることとする。

2 いじめ防止等の対策について

(1) 組織について

いじめの兆候や懸念、生徒からの訴えに組織として対応するために、以下のいじめ対策組織を設置する。

ア 「いじめ・不登校対策委員会」

≪役割≫

- ・いじめ対策全般の（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）の立案
- ・「対応支援チーム」との連携による校内体制の構築
- ・校内研修の企画と実施
- ・未然防止、早期発見のための年間計画の作成と実施や本基本方針の検証と見直し

≪メンバー≫

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、教育相談係、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー（必要に応じて、担任・部活動顧問や外部の専門家を加える。）

イ 「対応支援チーム」

≪役割≫

- ・いじめ対策全般（未然防止、早期発見、事案発生時の対応）への対応
- ・いじめ事案に関する生徒情報などの集約
- ・いじめ事案発生時の対応

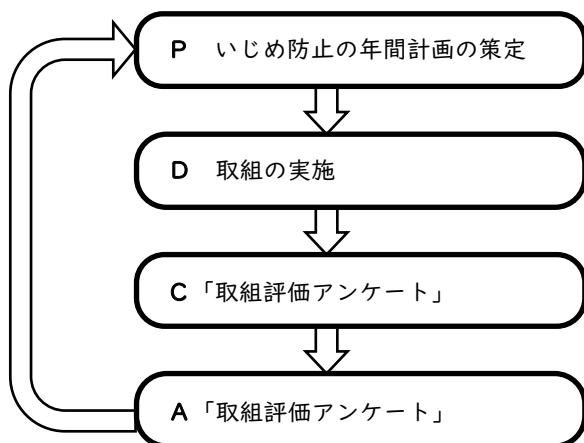
《メンバー》

教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談係、養護教諭

(事案に応じて関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する)

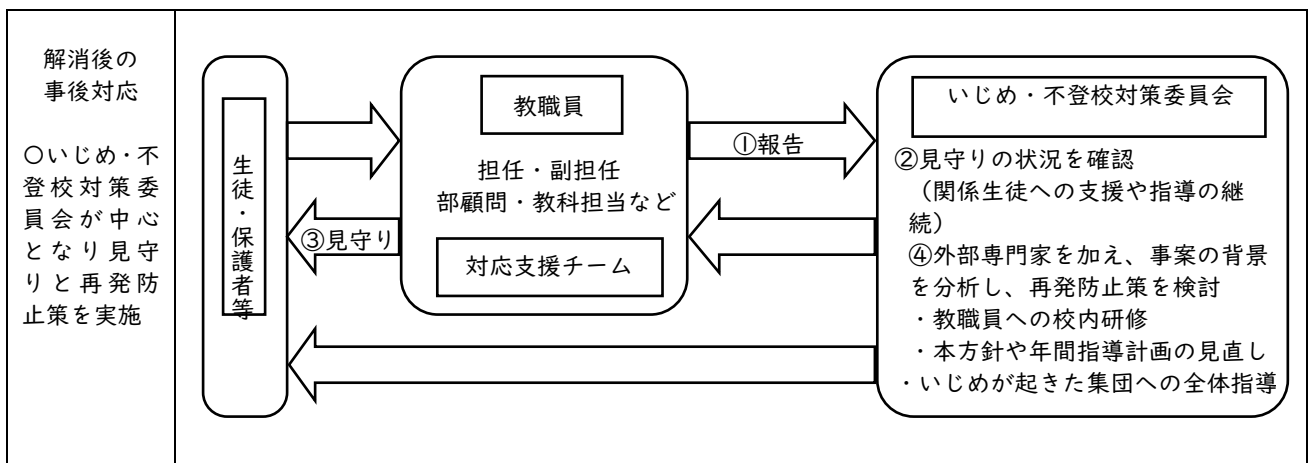
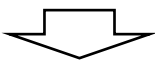
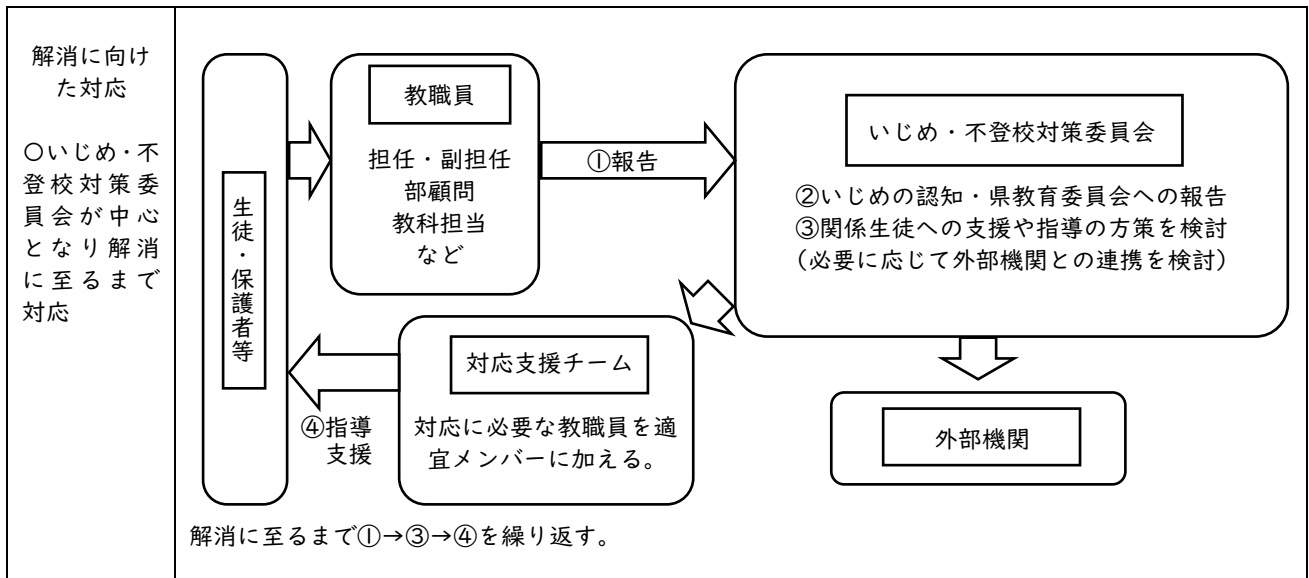
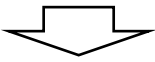
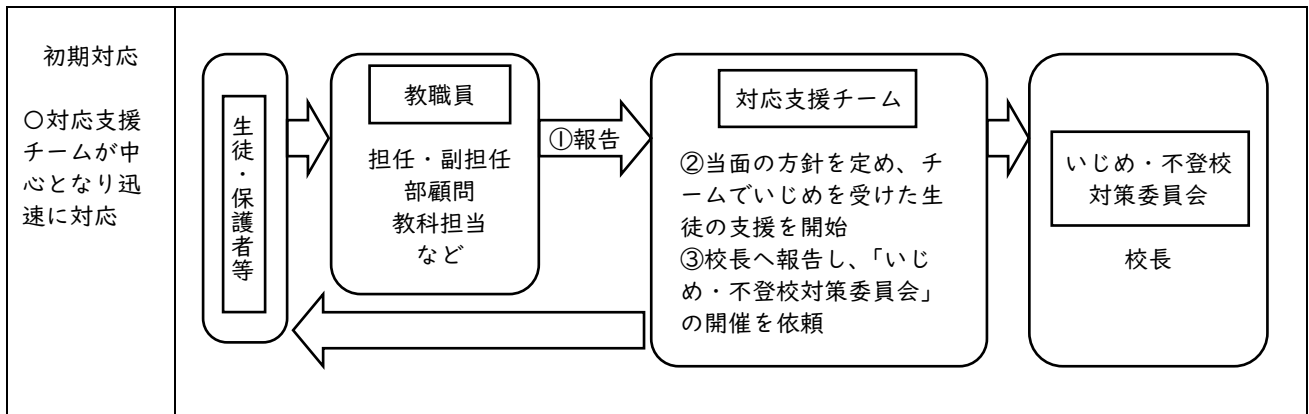
(2) 具体的な取り組みについて

	学校の方針	学校としての取組	保護者・外部機関
未然防止	ア いじめに対する共通理解を図る。	○全職員に対して、いじめに対する取り組みを確認する。 ○生徒に対して、事例の例示等をする。	○本方針の公開
	イ 生徒がいじめに向かない態度・能力を育成する。	○体験活動や読書活動を推進し、社会性を養う。 ○教職員の不適切な指導により、いじめを助長することがないように細心の注意を払って指導に当たる。 ○生徒自らがいじめ等、生徒指導上の課題について考える取り組みを積極的に実施する。	○地域と連携した体験活動の実施 ○学校評議員への学校行事公開 ○保護者・地域への授業公開。
	ウ 自己有用感や自己肯定感を高める。	○クラスや部活動で一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると実感できる機会の提供に努める。 ○体験活動を通して、他者に貢献しているとの思いが得られる機会の提供に努める。	○中高連携 ○地域と連携した体験活動の実施
早期発見	ア アンケートを定期的実施する。	○毎学期、アンケートを実施する。	○保護者アンケートの実施
	イ 教育相談の充実を図る。	○毎学期、学校外の相談窓口を周知する。 ○適宜、個人面談を実施する。	○保護者面談で聞き取りを実施
点検 検証 見直し	各年度の取組については下の【PDCA サイクル図】により検証する。		○各年度の取組について学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。



3 いじめへの対処（事案発生時の対応）

(1) 発見・通報を受けた際の対応



(2) いじめられた生徒・保護者への対応

- ア 生徒・保護者に寄り添った対応を心がけ、希望する支援などを聞き取る。
- イ 生徒の個人情報などには十分に配慮し、対応する。
- ウ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに生徒・保護者に伝える。
- エ 生徒の信頼する友人や教員、家族などと連携して組織的に支援する。
- オ 安心して学習に取り組める環境について提案を行う。
- カ 外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を積極的に提案する。
- キ いじめた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。
- ク インターネット上の誹謗中傷等については警察との連携を積極的に検討する。

(3) いじめた生徒・保護者への対応

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら事実関係の聞き取りなどを行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実は個人情報などに十分に配慮した上で、速やかに保護者に伝え、適切な連携を図る。
- ウ いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら生徒の指導を行う。その際には、双方の個人情報などには十分に配慮し、対応する。また、指導措置は相手生徒に対する「心理的又は物理的な影響を与える行為」の内容によりいじめ・不登校対策委員会で検討する。
- エ 指導に当たっては、いじめた生徒の行為の背景に着目し、必要な支援も行う。
- オ 必要に応じて、外部専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）との連携を提案する。
- カ いじめられた生徒との関係の改善に努め、いじめが解消したと思われる場合でも見守りを継続する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめられた生徒・保護者の意向を確認しながら、第三者的な立場の生徒への事実確認の聞き取りなどを行う。その際には、聞き取る生徒の保護者に十分な説明を行う。
- イ 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した事実を当事者に伝える際には、第三者的な立場の生徒の個人情報などに十分に配慮する。
- ウ いじめが起きた集団内での背景に着目し、再発防止の措置をとる。
- エ 当事者たちの関係の改善に向けて協力するよう促す。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態の要件（「いじめ防止対策推進法」第28条）

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより生徒が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 基本的な対応の手順

重大事態が生じた場合は、速やかに県教育委員会に報告し、その後の対応は文部科学省「不登校重大事態に係る調査の指針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に従う。

年間指導計画

月	取組等	未然防止	早期発見	点検検証
4	新転任オリエンテーション			○
	新入生オリエンテーション	○		
	生徒面談週間	○	○	
	公開授業	○	○	
	PTA委員会			○
5	参観授業週間	○	○	
6	第1回学校生活アンケート	○	○	
7	インターネット犯罪防止教室	○		
	保護者会	○	○	○
	学校評議員会			○
9	生徒面談週間	○	○	
	PTA委員会			○
	第2回学校生活アンケート	○	○	
	公開授業	○	○	
10	参観授業週間	○	○	
11	人権講話	○	○	
12	保護者会	○	○	○
1	PTA委員会			○
2	第3回学校生活アンケート	○	○	
3	学校関係者評価委員会			○

令和4年4月1日策定

5年4月1日改定